

第 3 期データヘルス計画中間評価にかかるデータ分析等業務委託仕様書

1. 業務の名称

第 3 期データヘルス計画中間評価にかかるデータ分析等業務

2. 業務の目的

本業務は、東大阪市国民健康保険における被保険者の健康保持増進及び医療費の適正化を図るため、特定健康診査(以下「特定健診」という)の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用して第 3 期東大阪市国民健康保険データヘルス計画(以下「現計画」という)の中間評価を行い、中間評価報告書を策定することを目的とする。

3. 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 委託料の支払方法

市による業務完了確認を得た後、委託金額を市に請求、その請求が正当と認められれば、請求日より 30 日以内に支払うものとする。

5. 提供データ

本業務の実施にあたり、市は以下のデータを提供する。なお、データの授受にあたっては、個人情報の保護に十分配慮し、暗号化等のセキュリティ対策を講じるものとする。

(1) レセプトデータ (約 1,400,000 件/年)

令和 5 年 4 月診療分～令和 8 年 3 月診療分 (36 か月分)

医科・調剤のレセ電コード情報ファイル CSV データで、厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、次のファイルとする。

- ・ 医科 . . . 「21_RECDEINFO_MED. CSV」
- ・ D P C . . . 「22_RECDEINFO_DPC. CSV」
- ・ 調剤 . . . 「24_RECDEINFO_PHA. CSV」

(2) 健康診査データ (約 20,000 件/年)

令和 5～7 年度分 (3 か年度分)

- ・ 健康診査受診者 CSV ファイル . . . 「FKAC131」
- ・ 健康診査結果等情報作成抽出 (健診結果情報) ファイル . . . 「FKAC163」
- ・ 健康診査結果等情報作成抽出 (その他の結果情報) ファイル . . . 「FKAC164」

(3) 被保険者データ (約 210,000 件)

国保総合システム 特定健診等被保険者データ

- ・ 国保総合システム 特定健診等被保険者データ . . . 「KD_IF015」

(4) その他

国保データベース (KDB) システム出力帳票等、中間評価に必要と思われる帳票で、市

が準備でき、かつ使用を許諾するもの。

6. 業務内容

(1) データ分析・整理

「5. 提供データ」に示したデータを活用し、市の疾病分類別の医療費（入院・外来）、被保険者一人当たり医療費、疾病の状況、特定健康診査の実施状況等の現状を把握し、市町村・都道府県等の単位での比較分析を行う。

また、その結果を活用し、現計画に盛り込まれている個別事業の効果などを分析する。

分析項目例は以下のとおりとする。

- ・人口構成に関する分析
- ・余命・自立期間に関する分析
- ・死因に関する分析
- ・被保険者構成に関する分析
- ・特定健診に関する分析
- ・特定保健指導に関する分析
- ・医療費に関する分析
- ・重複・頻回受診に関する分析
- ・重複・多剤処方に関する分析

※以上の分析項目は例示であり、中間評価に必要と思われる分析については、市と受託者が協議の上、委託料の範囲内で追加することができる。

(2) 精度の高いデータベースの構築

前項「5. 提供データ」に定めるデータ等（以下、「レセプト」という。）を用い、市の国民健康保険の医科及び調剤レセプトと特定健康診査データと突合させて、次の条件を全て満たした診療データベース（以下、「データベース」という。）を構築する。

- ① 傷病名や薬剤（禁忌情報を含めた薬剤データベース）、診療行為をマスタ情報として整備し、月1回以上の頻度でメンテナンスする体制を構築し、契約期間におけるデータベースを常に最新情報に更新された状態に維持すること。
- ② 最新情報に更新されたマスタ情報を基にデータベースの構築を行うこと。
- ③ マスタ情報は、豊富な使用実績をもっており、また、マスタ性能に関しては第三者により定量的に評価されていること。
- ④ レセプトに記載された全ての傷病名と診療行為（薬剤、検査、手術、処置、指導料等）を正しく結び付け、精度の高いデータベースとすること。
- ⑤ レセプトに記載されている未コード化傷病名（傷病名マスタに収載されていない病名）を可能な限りコード化し、精度の高いデータベースにすること。
- ⑥ データベース構築に係る技術は、他社開発等の特許技術等の第三者の権利を侵害しない、また侵害する恐れのない方法によるものとし、本業務が途中で停滞することがないように細心の注意を払うこととする。
- ⑦ データベースが仕様書に準拠して構築されているか検証することを目的として、構築したデータベースの内容について市が開示を求めた場合に、受託者は提供できるよう努

めること。

(3) 医療費等分析

(2)のデータベースを用いて、医療費の全体像、及び医療費の負担が大きい疾病を分析するとともに、費用対効果に応じた保健事業対象者の層を明確にし、保険者努力支援制度等の国の方針に沿って将来の保健事業の検討に資する分析を行う。分析項目例は以下のとおりとする。

ア 保健事業の実践に資する分析

- ・ 特定健康診査・特定保健指導に関する分析
- ・ メタボリックシンドロームに関する分析
- ・ 生活習慣病の発症予防・重症化予防に関する分析
- ・ 重複・頻回受診者に関する分析
- ・ 重複・多剤服薬者に関する分析
- ・ 薬剤の適正使用に関する分析
- ・ 後発医薬品の使用促進等に関する分析
- ・ 地域包括ケアの視点を踏まえた保健事業に関する分析

※患者数の算出については、対象期間内における医療機関受診状況を解析し、診療行為を確認したうえで、治療中と判断できる場合に限り集計するものとする。

イ 医療費統計に関する分析

- ・ 基礎統計
- ・ 高額レセプトに関する分析
- ・ 生活習慣病に係る医療費の分析
- ・ 大分類・中分類による疾病別医療費の分析
- ・ 特定健康診査結果に関する分析
- ・ 健診データによるCKD重症度分類・糖尿病診断に関する分析

※以上の分析項目は例示であり、中間評価に必要と思われる分析については、市と受託者が協議の上、追加することができる。

(4) 現計画の中間評価支援

現計画の各保健事業のストラクチャ、プロセス、アウトプット、アウトカムについて、市がまとめた実施状況の評価に対して、データ分析・整理の結果（ポテンシャル分析の結果を含む）を踏まえたうえで、見直すべき保健事業や評価指標について助言を行う。

(5) 中間評価報告書の作成

(1)～(4)を踏まえたうえで、必要な打ち合わせ及び検討を重ねて履行期間内に中間評価報告書を完成させ納品すること。

受託者は、中間評価報告書案を市に提供し、市は、記載内容や評価数値、考察の確認を行う。なお、受託者は、成果物の提出日に影響のない範囲内で、市の要望による修正を行うものとする。

作成にあたっては、市が策定する他の計画と整合させる必要があるため、市と連携のうえ

作成すること。なお、厚生労働省等が発出する手引き等が改定された場合は、受託者は、市と協議のうえ柔軟に対応することとする。

7. 成果物

次のものを成果品として提出すること。また、成果物については、納品にあたり、データ分析など内容に関して、受託者から市へ説明する機会を設けること。

- (1) 医療費等分析資料（A4版カラー刷り印刷冊子（10部）及び電子データ）
- (2) 中間評価報告書（事業評価をまとめた冊子）（A4版カラー刷り印刷冊子（50部）及び電子データ）
- (3) 作成にあたり発生する各種データ等（電子データ）

※電子データの形式については、PowerPoint、Word、Excel等、市において加工できる形式とする。

8. スケジュール

業務	時期
契約締結	令和8年6月
データ等の提供	令和8年6月
中間評価分析内容の確認	令和8年9月
中間評価報告書の作成	令和9年3月

9. セキュリティ体制

データベースの構築等を行う作業場のセキュリティ対策については以下の通りとし、個人情報の取り扱いには細心の注意を払うこととする。

(1) データの受け渡し

本業務に使用するデータ及び納品データの授受はLGWAN回線などの閉域網を使用し、セキュリティを確保すること。回線の使用に関する経費は受託者が負担することとする。ただし、LGWAN回線以外の回線を使用する場合は、事前に市と協議を行う。

(2) 作業場の分割

データ入力場所、リストアップを行う場所、業務サーバーを設置している場所を分けて管理すること。

(3) 入退管理の徹底

各作業場への入室には、指紋認証などの入室制限を行い、予め登録しているものだけが作業できること。

(4) データ持ち出しの禁止

スマートフォン、携帯電話等の私物の持ち込みを禁止するとともに、USB端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をすること。

(5) データ保管場所の施錠

受領したデータは、保管庫に入れ施錠し、データを格納している業務サーバーもラックに入れた状態で管理すること。

(6) データの取り扱い

事業の実施につき、市が受託者に提供するすべてのデータ等について、次の事項に留意すること。

- ① 目的外使用の禁止
- ② 第三者への提供の禁止
- ③ データに関して発生した事故については、直ちに報告すること。
- ④ データの使用及び保管につき、検査の請求を受けたときは、速やかに対応すること。
- ⑤前各号の定め違反した場合は、市の請求損害賠償に応じること。

(7) 個人情報の取り扱い

個人情報を適正に管理及び保護し、委託契約上知り得た情報を他人に漏らさないこと。

関係資料の破棄は、個人情報の保護に細心の注意を払い、専門会社に依頼するなど適切に処理すること。

10. 成果品の利用及び著作権

(1) 受託者は、市に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権を譲渡するものとする。ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。

(2) 市は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

11. 再委託について

受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、本体業務における総合的な企画並びに判断及び業務遂行管理部分を除き、受託者は、書面により事前に委託者の承諾を得た場合に限り、本件業務のために合理的に必要な範囲内で、本件業務の一部を第三者に対し再委託できるものとする。その場合においても、本体業務の契約金額に占める再委託金額の割合は、原則 2 分の 1 未満でなければならない。

12. その他

本業務の履行にあたっては、関係法令を遵守し、市と随時連絡をとり、必要な場合に打ち合わせを行うものとする。

この仕様書の定めのない事項については、必要に応じて市及び受託者が誠意を持って協議の上、決定するものとする。

以上